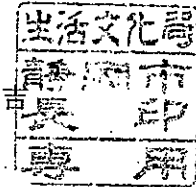


静岡市告示第 364号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を変更したので、同条第2項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成22年7月6日

静岡市長 小嶋 善吉



清水区由比今宿字濱に編入する区域

清水区由比今宿字濱1031番1地先から1055番7地先までの公有水面埋立地

32,593.99 平方メートル